

改正 平成一三年一〇月一九日条例第四四号 平成一五年 三月 七日条例第二〇号  
平成二二年一二月二四日条例第五四号

理容師法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第九条第三号及び第十二条第四号並びに理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「政令」という。）第四条第三号の規定により、理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置、理容所について講ずべき衛生上必要な措置及び理容所以外の場所で業を行うことができる場合を定めるものとする。

一部改正〔平成一三年条例四四号・一五年二〇号〕

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第二条 法第九条第三号に規定する衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は清潔なマスクを使用すること。
- 二 手指は、清潔に保ち、客一人ごとの作業着手前に消毒すること。
- 三 刈布その他の客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- 四 毛そりに用いる石けん液は、客一人ごとに取り替えること。

一部改正〔平成一三年条例四四号〕

(理容所について講ずべき措置)

第三条 法第十二条第四号に規定する衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。
- 二 作業所の床面積は、理容を行うときに使用するいすが一台の場合にあっては六・六平方メートル以上とし、一台を超える場合にあってはその超える数が一台を増すごとに三・三平方メートルを六・六平方メートルに加えた面積以上とすること。
- 三 待合所を設け、作業所とこれを区画すること。ただし、客が理容が行われる直前まで理容所内において待つ必要がないことが明らかであるときは、待合所を設けないことができる。
- 四 皮膚に接する布片及び器具を清潔に保管するための設備を設けること。
- 五 作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない理容所にあっては、理容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる。

一部改正〔平成二二年条例五四号〕

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第四条 政令第四条第三号に規定する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して理容を行う場合
- 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合
- 三 演芸等（演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。）に出演する者に対してその演芸等の直前に理容を行う場合

追加〔平成一五年条例二〇号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第十一条第一項の規定による届出をしている者の当該届出に係る理容所について講ずべき措置のうち作業所の床面積に係る措置については、施行日以後最初に当該届出に係る理容所の構造設備に変更を生じるまでの間は、第三条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十三年十月十九日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第二十号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出をしている者の当該届出に係る理容所について講ずべき措置については、施行日以後最初に当該届出に係る理容所の構造に変更を生じるまでの間は、第一条の規定による改正後の理容師法施行条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。